

平成十三年十二月六日提出
質問第三四号

アフガニスタン難民申請者に関する質問主意書

提出者 北川れん子

アフガニスタン難民申請者に関する質問主意書

一九九六年のタリバンによるカブール制圧以降、アフガニスタンを実効支配してきたタリバンによる迫害を逃れて多くのアフガニスタン人が日本に渡り、難民認定申請を行っている。アメリカによるアフガニスタン空爆以降、タリバンの人権弾圧の実態が日本でも広く紹介されるにつれ、その迫害から逃れてきた難民を収容する、あるいは彼らに迅速な庇護の提供を怠る法務省に大きな批判が寄せられている。こうした批判が事実であれば、政府に対して是正を求めなければならない。

そこでまず、必要なことは、現在日本政府に対し難民資格を求めているアフガニスタン人庇護希求者の全体像を把握することである。

以上のような観点から以下質問する。

- 一 二〇〇一年十一月一日現在、異議申出数を含めて、日本政府に現在難民認定申請し、未決状態のアフガニスタン人は総計で何名に上るか明らかにされたい。
- 二 うち異議申出が未決状態のアフガニスタン人は何名に上るか明らかにされたい。
- 三 今年二〇〇一年一月一日から十一月一日までに難民認定申請を行ったアフガニスタン人は何名に上るか

明らかにされたい。

四 そのうち、決定が下された件数は何件に上り、未決の件数は何件に上るか明らかにされたい。

五 決定が下された申請者のうち、難民と認定された件数および、不認定とされた件数は何件に上るか明らかにされたい。

六 不認定とされた者のうち、異議申出を行った申請者は何名か明らかにされたい。

七 異議申出を行った申請者のうちで、異議申出に対して決定が下された件数は何件に上り、異議が認められた件数は何件あり、異議が却下された件数は何件に上るか明らかにされたい。

八 一九九八年から二〇〇一年十一月一日現在までで、アフガニスタン人難民認定申請者の数、難民として認定された申請者の数、異議申出却下または異議申出期間の徒過により申出資格を失った若しくは意図して異議申出を行わなかったことにより不認定が確定した者の数、一次審査が未決の申請者の数、異議申出の審査が未決の申請者の数を、それぞれ明らかにされたい。

九 現在法務省が管轄するすべての収容施設において収容されているアフガニスタン人は何名に上るか、収容施設毎に、申請中、異議申出中等の段階別に明らかにされたい。

十一 一九九〇年以降、一時庇護上陸の申請件数、許可件数および不許可件数は毎年何件に上るか明らかにされたい。二〇〇一年については二〇〇一年十一月一日現在の数字を明らかにされたい。

十二 二〇〇一年のアフガン国籍入国者数と、そのうちの通常上陸申請数、許可数、上陸特別許可数を明らかにされたい。

十三 また、二〇〇一年のアフガン国籍で入国申請が不許可とされた者のうち退去強制手続に移行した者の数を明らかにされたい。

十四 また一時庇護上陸許可申請数とそのうち許可数を明らかにされたい。

十五 また、上記十一に記した二種の申請者以外の申請者があるか。ある場合その手続上の種別を明らかにされたい。

十六 一時庇護上陸許可手続について「入国・在留審査規程」に何ら定めがないが、ほかに取扱基準規程があるのか。あれば示されたい。

十七 大阪入国管理局に申請していた二名のアフガニスタン人に対し、昨年十二月と今年六月に難民認定を与えている。両名はいずれも上陸から二年近く経過して申請したにもかかわらず難民として認定された。

新聞報道によれば「やむを得ない理由があった」と回答しているが、これについて具体的にどのような理由を認定したのか、明らかにされたい。

右質問する。